Wealth & Asset Management
EY Viewpoints | Spring 2021

ウェルス&アセットマネジメント
EY ビューポイント | 2021年春号

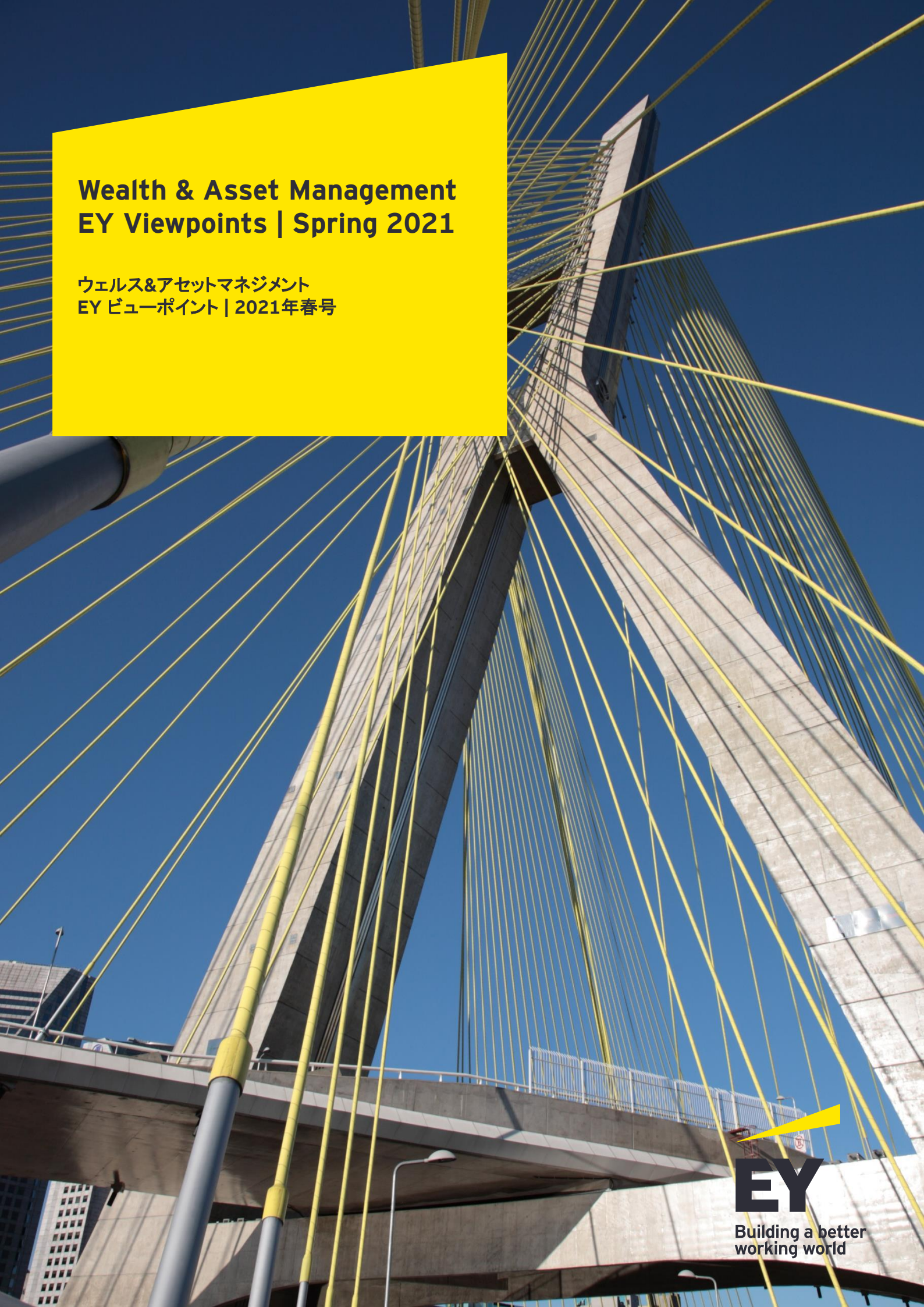

Building a better working world

クライアントの皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本資料「EY Viewpoints（2021年春号）」は、ウェルス&アセットマネジメント業界に関する制度動向を中心に、関連トピックスやコラム、その他クライアントの皆さまの御関心のありそうな内容を盛り込んでおります。

「EY Viewpoints」を日々の業務に、また最新のビジネス動向の把握にお役立ていただけますと幸いです。

2021年6月

EY新日本有限責任監査法人
ウェルス&アセットマネジメント
セクター長　岩部 俊夫

Contents

- **制度動向トピック** 3

  金融規制（日本・国際）
  監査
  会計
  税制
  その他

- **会計** 11

  【企業会計基準委員会】
  改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を公表

- **コラム** 15

  EU内の個人投資家向け商品に関する収益率及びコスト

制度動向トピック

国内規制

金融庁:「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」を公表

金融庁は1月8日、「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」を公表しました。

本公表では、金融商品取引法に基づく開示書類(有価証券報告書及び内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書等)について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合には、財務(支)局長の承認により提出期限を延長することが認められるとされています。

国内規制

金融庁:「特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」を公表

金融庁は2月1日、「特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」を公表しました。

本改正は、企業会計基準委員会が策定・公表した企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(2020年3月31日公表)を踏まえ、特定目的信託財産の計算に関する規則等について所要の改正を行うものです。

主な改正内容は以下の通りです。

- 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 会計上の見積りに関する注記
- 収益認識に関する注記

国内規制

金融審議会:「市場制度ワーキング・グループ」(第5回)議事録について掲載

金融審議会は1月29日、2020年12月21日開催の「市場制度ワーキング・グループ」(第5回)の議事録を掲載しました。

本ワーキング・グループでは、成長資金の供給の在り方に関する検討及び海外金融機関等の受入れに係る制度の2つが議論されています。

海外金融機関の受入れに係る制度では、「海外の投資運用業者等の受入れに係る制度整備」や「外国の法人顧客に関する銀証ファイヤーウォール規制の緩和」について検討されています。

国内規制

金融庁:「サステナブルファイナンス有識者会議」(第1回～3回)議事録を公表

金融庁は2月3日、3月3日、3月12日、「サステナブルファイナンス有識者会議」(第1回～第3回)議事録を公表しました。

「サステナブルファイナンス有識者会議」は、脱炭素化を「経済と環境の好循環」につなげることを目標として金融庁が設置した、産業界・金融界・学者・関係省庁から構成される会議体です。

第2回～第4回会合では、「開示の充実」「投資家への投資機会の提供」「金融機関による取組みの推進」をテーマとして議論がなされ、会合での意見・議論を整理のうえ、第5回以降の会合で、改めて議論が掘り下げられています。

1～3回の会議の中で、主に下記の内容が議論されています。

- 国内外の動向を踏まえた総論的な内容
- 企業による気候関連開示の充実

  企業のイノベーションに向けた取組みの「見える化」を進め、有用な技術やプロジェクトの資金調達を後押し
- 金融資本市場を通じた投資家への投資機会の提供

  カーボンニュートラル社会に貢献する投資機会とその収益を、幅広く国民へ提供

国内規制

金融庁:「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(第23回)議事録を公表

金融庁は2月12日、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(第23回)議事録を公表しました。

本会議では、「グループガバナンス/株式の保有構造等」、「資本効率/経営資源の配分等」及び「グループ経営に関する考え方や方針等の開示」について議論されています。

国内規制

金融庁:「暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十五条第七項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を定める件(案)」を公表

金融庁は3月5日、「暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十五条第七項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を定める件(案)」を公表しました。

暗号資産信用取引において、暗号資産交換業者が預託を受けるべき保証金の全部又は一部が暗号資産をもって代用される場合における代用価格は、金融庁長官の指定する認定資金決済事業者協会の規則に定める額となっています。

本件は、当該認定資金決済事業者協会の規則として、日本暗号資産取引業協会「暗号資産信用取引に関する規則」を指定するものです。

国内規制

金融庁:「金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第38項第2号及び第48項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を定める件(案)」を公表

金融庁は3月5日、「金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第38項第2号及び第48項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を定める件(案)」を公表しました。

暗号資産関連デリバティブ取引及び特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引において、金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金等の全部又は一部が暗号資産をもって代用される場合におけるその代用価格は、金融商品取引所等に関する内閣府令第68条第2項に規定する額がないときは、金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則に定める額と定められています。

本件は、当該金融商品取引業協会の規則として、日本暗号資産取引業協会の「暗号資産信用取引に関する規則」を指定するものです。

国内規制

金融庁:「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(第24回)議事録を公表

金融庁は3月8日、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(第24回)の議事録を公表しました。

本会議では、近年重要性が高まっている「ESG要素を含む中長期的な持続可能性(サステナビリティ)」や「企業と投資家の対話の充実/企業年金受益者と母体企業の利益相反管理」について議論がなされています。

制度動向トピック

国内規制

金融庁:「決済高度化官民推進会議」(第9回)議事録を掲載

金融庁は3月10日、「決済高度化官民推進会議」(第9回)の議事録を掲載しました。

決済高度化官民推進会議は、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめられた報告において、決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされたことを受け、課題(アクションプラン)の実施状況をフォローアップし、取組みを継続的に進めるため、金融界・産業界・個人利用者・行政等、決済に関する幅広いメンバーが連携してフォロー・意見交換することを目的として設置されたものです。

第9回となる今回の会議では、14の課題のうち、主に①XML電文への移行、②手形・小切手機能の電子化、③オープンAPIの利活用の推進、④税・公金収納・支払の効率化、⑤金融機関におけるキャッシュレス化の推進の重点5項目について進捗の報告や議論がなされています。

国内規制

金融庁:「ソーシャルボンド検討会議」(第1回)議事次第及び議事録を掲載

金融庁は3月10日、ソーシャルボンド検討会議(第1回)の議事次第及び議事録を掲載しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、ソーシャルボンド(社会的課題解決に資するプロジェクトの資金調達のために発行される債券)が国内外で注目されている中、経済界等から国内における実務的な指針の早期策定の要望が寄せられていることから、企業等がソーシャルボンドの発行に当たって参照できる実務的な指針の策定を検討するため、サステナブルファイナンス有識者会議の下に「ソーシャルボンド検討会議」が設置されています。

第1回となる今回の会議では、ソーシャルボンド市場の概況(グリーンボンドやサステナビリティボンドとの関係を含む)、国際資本市場協会(ICMA)のソーシャルボンド原則の概要やICMAにおける動向等、国内外のソーシャルボンド等の発行事例、ソーシャルボンドガイドラインの策定に向けた論点が議論されています。

国内規制

金融庁:1～3月 LIBOR関連記事

金融庁において、1～3月に公表されたLIBOR関連の情報をとりまとめます。

- **LIBORの公表停止時期の公表及びシンセティック円LIBOR構築に関連する意図表明を受けての今後の対応について**

  3月5日のLIBOR運営機関であるICEBenchmark Administration及びFCA(英国金融行為規制機構)の表明を踏まえ、本邦における今後のパネルLIBORからの移行対応及びシンセティック円LIBORに対する金融庁及び日本銀行の考えについて、各業界団体を通じて金融機関に周知しました。

- **金利指標改革(LIBORの恒久的な公表停止)に伴い参照金利の変更等を行ったレガシー契約に係る店頭デリバティブ取引規制の経過措置の適用等に関するQ&A**

  3月16日、LIBOR の恒久的な公表停止に伴う対応としてレガシー契約の参照金利を LIBOR から代替金利指標に移行する場合における当該経過措置の適用関係等について、金融庁の考え方を整理し、Q&Aを公表しました。

- **LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応について**

  金融庁は2021年末のLIBORからの移行について継続的にLIBORの現在の利用状況等、情報発信や調査を実施しています。

国内規制

金融審議会:「市場制度ワーキング・グループ」(第6回)議事録について掲載

金融審議会は3月15日、「市場制度ワーキング・グループ」(第6回)の議事録を掲載しました。

本ワーキング・グループのテーマは成長資金の供給の在り方に関する検討であり、第6回となる今回の会議では、主に「非上場企業への成長資金供給に関する課題」、「個別制度に関する論点」の2点について検討されました。

「非上場企業への成長資金供給に関する課題」については、VC・PEファンドを通じた資金供給、非上場株式のセカンダリー取引、一般投資家が利用できる枠組みの課題が検討されています。

また、「個別制度に関する論点」については、株式投資型クラウドファンディング(投資型CF)やJPXベンチャーファンド市場」について議論がなされています。

国内規制

金融庁：証券監督者国際機構（IOSCO）が公表した国際的なサステナビリティ開示基準の緊急性に係るプレス・リリースを掲載

金融庁は3月9日、証券監督者国際機構（IOSCO）が公表した、国際的なサステナビリティ開示基準の緊急性に係るプレス・リリースを掲載しました。

IOSCOは、サステナビリティ報告の一貫性、比較可能性、信頼性を向上させることが急務であり、当該報告が気候変動に関連するリスクと機会に最初に焦点を当て、その後、他のサステナビリティの問題にも拡大していくことになると認識しています。

また、発行体のサステナビリティ開示については投資家の需要が現在適切に満たされていないとしており、企業や資産運用会社によるサステナビリティ関連情報の開示の改善のために、以下の3つの優先事項を特定しています。

- 国際的に一貫した基準の奨励
- 比較可能な指標及び定性情報の促進
- 開示アプローチ全体の協調

国内規制

投資信託協会：「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正に関する意見募集の結果について公表

投資信託協会は3月11日、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正について行なった意見の募集の結果及び一部改正を行った規則等を公表しました。

本改正は「時価の算定に関する会計基準」を踏まえた計理規則の改正となります。

なお、本改正は2021年4月1日より施行されています。

（詳細は、11ページをご参照ください）

国内規制

金融庁：「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第26回）議事録を公表

金融庁は4月28日、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第26回）議事録を公表しました。

本会議では、①スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの改定案と、②投資家と企業の対話のガイドラインの改定案について議論がなされました。

①スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードでは、原則に対応する補充原則の追加（サステナビリティの取締役会の役割の具体的記載等）が行われました。

また、②企業の対話のガイドラインでは、ガバナンス上の株主総会のあり方等の項目の追加が行われました。

国内規制

投資信託協会：「日本版スチュワードシップ・コードに関するアンケート調査結果」を公表

投資信託協会は3月16日、「日本版スチュワードシップ・コードに関するアンケート調査結果」を公表しました。

具体的な調査結果は以下の通りです。

- 国内株式を運用対象とする71社のうち、スチュワードシップ・コードの受入れを表明しているのは68社（96%）で大半の運用会社において受入れ済み
- 2020年11月時点で、PRI（責任投資原則）に署名しているのは45社（63%）、未署名が26社（37%）
- サステナビリティに関する方針は、61社（86%）が策定しており、10社（14%）が未策定
- 利益相反防止に関する方針策定は71社中70社とほぼ全社で策定されており、残りの1社も現在策定中
- エンゲージメント（ESG投資の分野における株主と経営者の対話）の方針は、65社（92%）が策定しており、6社（8%）が未策定
- 議決権判断基準（受託財産に関する議決権行使に係る規程）は全71社が策定済み

制度動向トピック

国際規制

EBA、EIOPA、ESMA（ESAs）:「金融サービス部門のサステナビリティ開示（SFDR）に関する細則案を含む最終報告書」を公表

EBA*、EIOPA*、ESMA*（ESAs）は2月4日、「金融サービス部門のサステナビリティ開示（SFDR）に関する細則案を含む最終報告書」を公表しました。

主な内容は以下の通りです。

- 「Do No Significant Harm（DNSH）」原則（サステナブル投資が投資目的以外の他の環境目的に重大な悪影響を及ぼさないこと）に基づく情報の開示及び内容に関する詳細を公表（企業レベル・商品レベル）
- 気候環境に加えて、人権や反贈収賄等の社会課題を含め、投資決定がサステナビリティに関連する指標に及ぼす主な悪影響について、企業のウェブサイトで開示することを求める（企業レベル）
- 契約前情報として、商品が促進する環境的や社会的な特徴、サステナブル投資における目的及び投資手法、商品が促進する環境的や社会的な特徴の達成度を測定する指標として用いられる参照ベンチマークの投資目的に対する適合性等の詳細を開示すること、並びに同様の情報を企業のウェブサイトにも開示することを求める（商品レベル）
- 定期報告書に、参照ベンチマークに対する商品のパフォーマンス、二酸化炭素排出量削減を投資目的とした場合にパリ協定との適合性等の詳細を開示することを求める（商品レベル）
- 契約前情報及び定期報告書について、開示テンプレートを公表（商品レベル）

ESAsは、細則について2022年1月から適用することを提案している。

* EBA　:European Banking Authority（欧州銀行監督機構）
EIOPA :European Insurance and Occupational Pensions Authority（欧州保険・年金監督当局）
ESMA :European Securities and Markets Authority（欧州証券市場監督局）

税 制

財務省・総務省:「令和3年度税制改正に係る法律・政省令の公告」を公表

2020年12月10日に自由民主党・公明党より公表された、令和3年度税制改正大綱に基づく「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が2021年3月26日に成立し、3月31日に公布、4月1日より施行されました。

同時に上記法律の施行に伴い、「所得税法施行令の一部を改正する政令」等、各政令の一部を改正する政令、並びに「所得税法施行規則の一部を改正する省令等」の各省令の一部を改正する省令も3月31日に公布され、4月1日より施行されました。

税 制

国税庁:「業績連動型譲渡制限付株式報酬の業績連動給与該当性について（文書回答事例）」を公表

国税庁は3月8日、文書回答事例「業績連動型譲渡制限付株式報酬の業績連動給与該当性について」（熊本国税局）を公表しました。

この文書回答事例では、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入する会社の法人税法の取扱い上取締役から受ける役務提供に係る費用の損金算入時期、取締役における譲渡制限が解除されることにより生ずる所得及び退任時交付株式の取得による所得に関する所得税法上の所得区分について紹介されています。

税 制

国税庁:「キャリード・インタレストを受け取る場合の所得税基本通達36・37共-19の適用について」を公表

国税庁は4月1日、「キャリード・インタレストを受け取る場合の所得税基本通達36・37共-19の適用について」を公表しました。

令和3年度税制改正において、個人のファンドマネージャーが出資持分を有するファンド(株式譲渡等を事業内容とする組合)からその出資割合を超えて受け取る組合利益の分配(キャリード・インタレスト)について分配割合が経済的合理性を有する等、一定の場合には、株式譲渡益等として分離課税の対象となることを明確化等を行うこととされ、金融庁において所要の措置が講じられることとされています。

これを受けて、金融庁から照会があり、国税庁が回答したものが今般公表されています。

本照会では、分離課税の対象となるための要件として、例えば任意組合等に係る組合契約に関する要件、利益の分配に関する要件及び経済的合理性に関する要件に該当する場合が掲載されています。

税 制

国税庁:「LIBORを参照する金融商品の金利置換に伴う税務上の取扱いについて」を公表

国税庁は4月2日、文書回答事例「LIBORを参照する金融商品の金利置換に伴う税務上の取扱いについて」を公表しました。

LIBORの公表が2021年12月末をもって恒久的に廃止され、LIBORを参照する契約においては、参照する金利指標の置換が行われる可能性が高まっている中で、実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」が2020年9月に公表されています。

これを受けて、本実務対応報告に基づく会計処理を行った場合等の税務処理について、本実務対応報告と平仄を合わせた取扱いが認められるかどうかについて照会しています。

税 制

OECD:第1と第2の柱のブループリントに関するパブリックコンサルテーションを実施

経済協力開発機構(OECD)は1月14～15日、第1と第2の柱のブループリントに関するパブリック・コンサルテーション・ミーティングを主催しました。

2020年10月12日にOECDが発表したBEPS2.0プロジェクトに関連する第1の柱と第2の柱のブループリントについて、利害関係者から書面によるコメントを求めるコンサルテーションペーパーを発表し、OECDのウェブサイト上で提出されたパブリックコメントについて提供しています。

主な内容は、EY税理士法人の以下のサイトをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2021/tax-alerts-02-18-02

税 制

英国:2021年度春季予算を発表

英国財務相は3月3日、予算を発表しました。

税制上の主な措置として、英国法人税上限税率の引き上げ(2023年4月1日以降は25%へ)、EU域内への利子・ロイヤルティの支払に対する源泉徴収税の適用といった内容が含まれています。

主な内容は、EY税理士法人の以下のサイトをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2021/tax-alerts-03-18-02

制度動向トピック

監 査

日本公認会計士協会:監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」及び関連する監査基準委員会報告書の改正について

日本公認会計士協会(監査基準委員会)は1月14日、監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」及び関連する監査基準委員会報告書の改正を公表しました。

今回の改正は、企業会計審議会から2020年11月に公表された監査基準の改訂内容を反映させるものであり、主な改正点は以下の通りです。

- 「固有リスク要因」という新たな概念の導入、定義の明確化
- リスク評価手続の明確化・詳細化
- 注記事項に関する検討手続の充実
- 監査調書に記載すべき要求事項の拡大
- 職業的専門家としての懐疑心の一層の発揮
- 監査役等とのコミュニケーションの必要性の強調
- 規模・状況に応じた柔軟な基準適用

監 査

日本公認会計士協会:保証業務実務指針3701「非パブリック型のブロックチェーンを活用した受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表

日本公認会計士協会(監査・保証実務委員会)は4月23日、保証業務実務指針3701「非パブリック型のブロックチェーンを活用した受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表しました。

本実務指針は、昨今ブロックチェーンを活用したサービスが広まりを見せている中で、ブロックチェーンを活用した受託業務に係る内部統制の保証業務に対する潜在的なニーズが存在すると考えられることから、保証業務実務指針3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」を基礎として起草されたものです。

監 査

日本公認会計士協会:監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」の改正及び関連する監査基準委員会報告書の改正を公表

日本公認会計士協会(監査基準委員会)は1月14日、監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」(改正後の名称:監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」)及び関連する監査基準委員会報告書の改正を公表しました。

今回の改正は、企業会計審議会から2020年11月に公表された監査基準の改訂内容を反映させるものであり、主な改正点は以下の通りです。

- その他の記載内容と監査人が監査の過程で得た知識の間に重要な相違があるかどうかを検討することが求められることとなりました
- 財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容について、重要な誤り(適切な理解のための必要な情報の省略や曖昧にしている場合を含む。)があると思われる兆候に注意を払うことが求められることとなりました
- 監査報告書に、(監査意見を表明しない場合を除き)見出しを付した独立した区分を常に設け、その他の記載内容に関する報告を行います。その他の記載内容に関する経営者、監査役等及び監査人の責任や、監査人の作業の結果等が記載されることとなりました

会 計

日本公認会計士協会:企業会計基準適用指針公開草案第71号(企業会計基準適用指針第31号の改正案)「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」に対する意見について

日本公認会計士協会(会計制度委員会)は3月18日、企業会計基準適用指針公開草案第71号(企業会計基準適用指針第31号の改正案)「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントを取りまとめ、企業会計基準委員会(ASBJ)に提出しています。

日本公認会計士協会(会計制度委員会)は、投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定に関する質問や投資信託財産が金融商品である投資信託における注記に関する質問等について、企業会計基準委員会(ASBJ)に意見を述べています。

会 計

ASBJ：実務対応報告公開草案第61号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」を公表

ASBJは3月30日、実務対応報告公開草案第61号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」を公表しました。

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号） において、従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行することとされました。

連結納税制度を適用する場合の会計処理及び開示については、実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」を定めていますが、グループ通算制度への移行に伴い、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定める必要が生じたことから、本公表となりました

本公開草案では、グループ通算制度を適用する企業の連結財務諸表及び個別財務諸表並びに連結納税制度から単体納税制度に移行する企業の連結財務諸表及び個別財務諸表に適用することが提案されています。

その他

GPIF：「TCFD提言に基づくGPIFの気候変動リスク・機会分析」が証券アナリストジャーナル誌に掲載

GPIFは2018年12月に「気候関連財務情報開示タスクフォース」（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：TCFD）への賛同を表明し、2019年度に「ESG活動報告」においてTCFDの提言に基づくポートフォリオの気候変動に関する財務情報の開示を初めて行いました。

2020年度は、2019年度に比べてカーボンフットプリント等の計測手法の拡充を行うとともに、リスク（移行リスク・物理的リスク）と機会においても評価・開示のさらなる充実を図っています。

この度、2020年度に拡充したTCFD提言に基づくGPIFポートフォリオの分析結果等を取りまとめた論文が証券アナリストジャーナル誌に掲載されました。

主な内容は以下の通りです。

- 気候変動をめぐる政策動向とGPIFの取組み
- ポートフォリオのカーボンフットプリント等の計測
- Climate Value-at-Risk（CVaR）のメソドロジー
- CVaRによるポートフォリオの分析
- 本稿のまとめと今後の課題

会 計

ASBJ：改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は6月17日、改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を公表しました。

1月18日に「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」が公表され、広くコメント募集が行われた後、当該委員会に寄せられたコメントが検討され、6月17日に改正「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が公表されています。

（詳細は、11ページをご参照ください）

その他

GPIF：GPIFの国内株式運用機関が選ぶ「優れた統合報告書」と「改善度の高い統合報告書」

GPIFは2021年2月24日、国内株式の運用を委託している運用機関（以下、「運用機関」という。）に対して、「優れた統合報告書」と「改善度の高い統合報告書」の選定を依頼した結果を公表しました。そのうち4機関以上の運用機関から「優れた統合報告書」として高い評価を得た企業は以下の通りです。

- 高い評価を得た「優れた統合報告書」
  - 伊藤忠商事
  - 日立製作所
  - 東京海上ホールディングス
  - キリンホールディングス
  - 不二製油グループ本社
  - 三井化学
  - 三菱ケミカルホールディングス
  - 花王
  - オムロン
  - リコー
  - 丸井グループ

会計
Accounting Update — 日本

企業会計基準委員会:改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を公表

概要

企業会計基準委員会(ASBJ)は2021年6月17日、以下の適用指針を公表しました。

- 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」

経緯

- 2019年に公表された「時価の算定に関する会計基準の適用指針」においては、投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、「時価の算定に関する会計基準」公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとしていました。
- また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第132項及び第308項)の時価の注記についても、一定の検討を要するため、上記の投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとしていました。
- 上記の経緯を踏まえ、2021年1月18日に「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」が公表され、広くコメント募集が行われた後、当該委員会に寄せられたコメントが検討され、2021年6月17日に改正「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、本適用指針)が公表されました。

本基準のポイント

投資信託の時価の算定に関する取扱い(保有者側の取扱い)

1. 時価算定の取扱い

- 投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求(以下、「解約等」という。)に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とするとされています(但し、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げない)(本適用指針第24-2項)。
  - この取扱いを適用し、基準価額を時価とする場合、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができるとしています(本適用指針第24-6項)。

- 投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合*、次のいずれかに該当するときは、基準価額を時価とみなすことができるとされています（本適用指針第24-3項）。

① 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準（IFRS）又は米国会計基準に従い作成されている場合
② 当該投資信託の財務諸表が①以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めがIFRS13又はASC-Topic820（FASB）と概ね同等と判断される場合
③ 投資信託財産について、投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合

＊「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」における、その重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行う。例えば、次のような制限のみがあるものは該当しない（本基準第24-4項）とされています。
① 条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制限（金融商品取引所等の取引停止等、やむを得ない事情がある場合にのみ、一部解約等を制限する場合等）
② 解約に応じる投資信託委託会社の事務手続の便宜のための最低解約額の設定
③ 解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い（例えば、1カ月程度）もの

- この取扱いを適用し、基準価額を時価とする場合、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができる（本適用指針第24-6項）とされています。
- 海外の法令に基づいて設定される投資信託に対して本適用指針を適用する際、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は1カ月程度と考えられますが、投資信託財産の流動性等の特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができる（本適用指針第24-5項）とされています。

- 信託財産留保額は、投資信託の時価の算定上の調整項目に含めません（本適用指針第24-15項）。

2. レベル別開示の取扱い（本適用指針第24-7項）

- 基準価額を時価とみなす取扱い（本適用指針第24-3項）を適用した投資信託については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第4項に定める事項を他の金融商品と合わせて注記したうえで、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しい場合を除き、本適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託が含まれている旨を併せて注記するとされています。さらに、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、その場合、次の内容を注記することとされています。

① 基準価額を時価とみなす取扱いを適用しており、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記していない旨
② 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額
③ ②の合計額に重要性がない場合を除き、②の期首残高から期末残高への調整表
④ ②の合計額が重要性に乏しい場合を除き、②の時価の算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳

- なお、本適用指針を適用しない場合は、レベル別開示が必要となります。

3. フローチャート

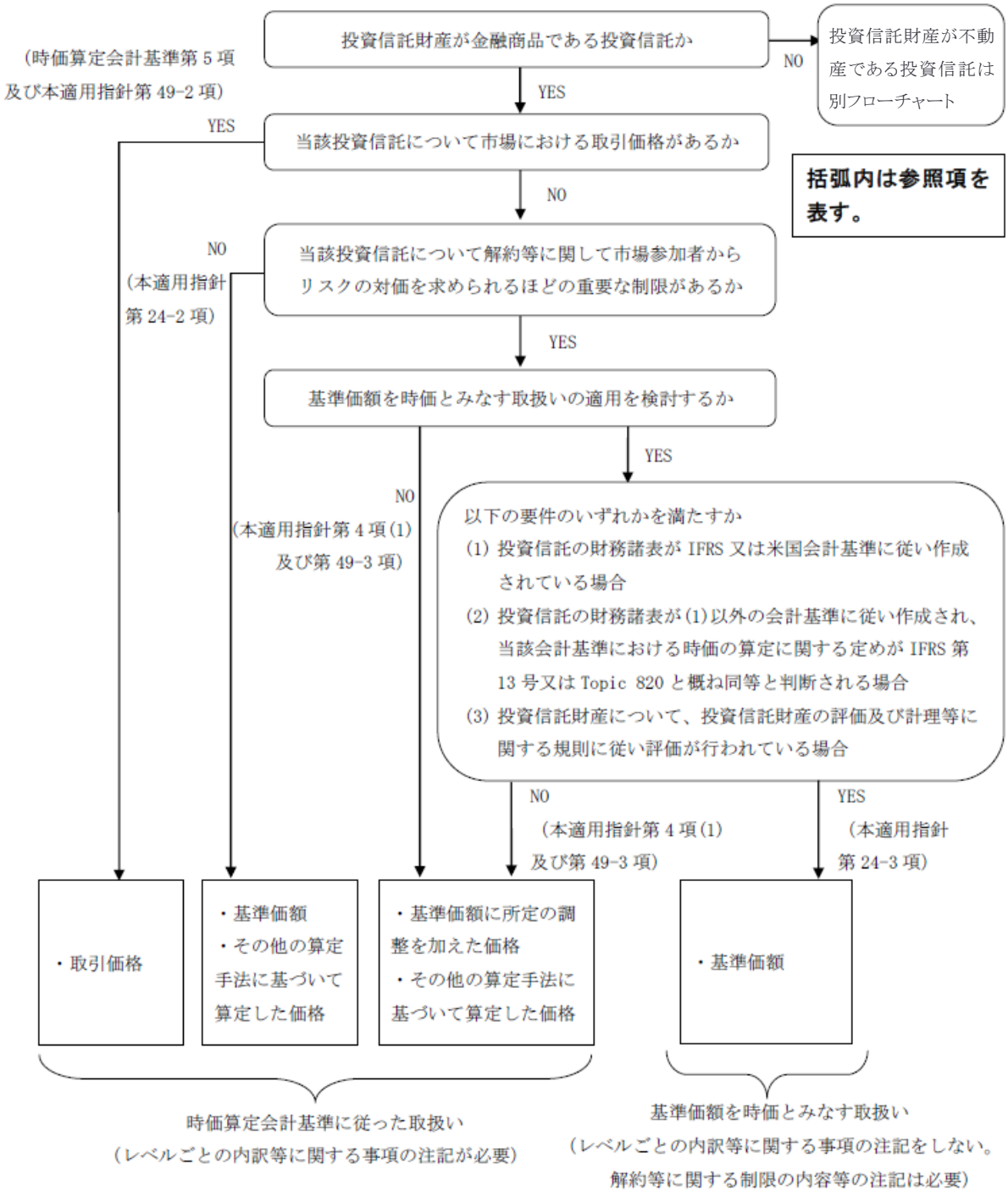

出典: ASBJ『改正企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の公表 』9頁

4. 適用時期

- 本適用指針は、2022年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています（本適用指針第25-2項）。
- 本適用指針第25-2項の定めにかかわらず、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から本適用指針を適用することができるとされています。また、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から本適用指針を適用することができるとされています（本適用指針第25-3項）。
- なお、本適用指針の適用初年度においては、本適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとし、この場合、その変更の内容について注記するとされています（本適用指針第27-2項）。

「時価の算定に関する会計基準」改正を踏まえた「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の改正

- 投資信託協会は2021年3月11日、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」（以下、「計理規則」という。）を改正しています。
- 本改正は「時価の算定に関する会計基準」を踏まえた改正となります。
- 主な改正内容は下記の通りです。
  - 投資信託の保有資産の評価については、原則として、「時価の算定に関する会計基準」に則る旨を規定
  - 組入資産の評価に第三者から提供された価格を用いる場合に必要となる委託会社の社内体制等について規定
  - 組入資産の評価に当たり、計理規則で定める規定に拠り難いと委託会社が判断した場合には、「時価の算定に関する会計基準」に則り、委託会社が適切と判断した価格で評価する旨規定
- 当該改正は、2021年4月1日より適用されています。

【EY Viewpoint】

- 投資信託の保有者における時価の算定に関する取扱いについて、実務ルールの策定、業務プロセスの見直し及び業務を効率的に行うためのITシステム対応等が必要となる可能性があります。
- 投資信託の財務諸表におけるレベル別開示の取扱いについては別途検討が行われていますので、今後の動向を注視していく必要があります。

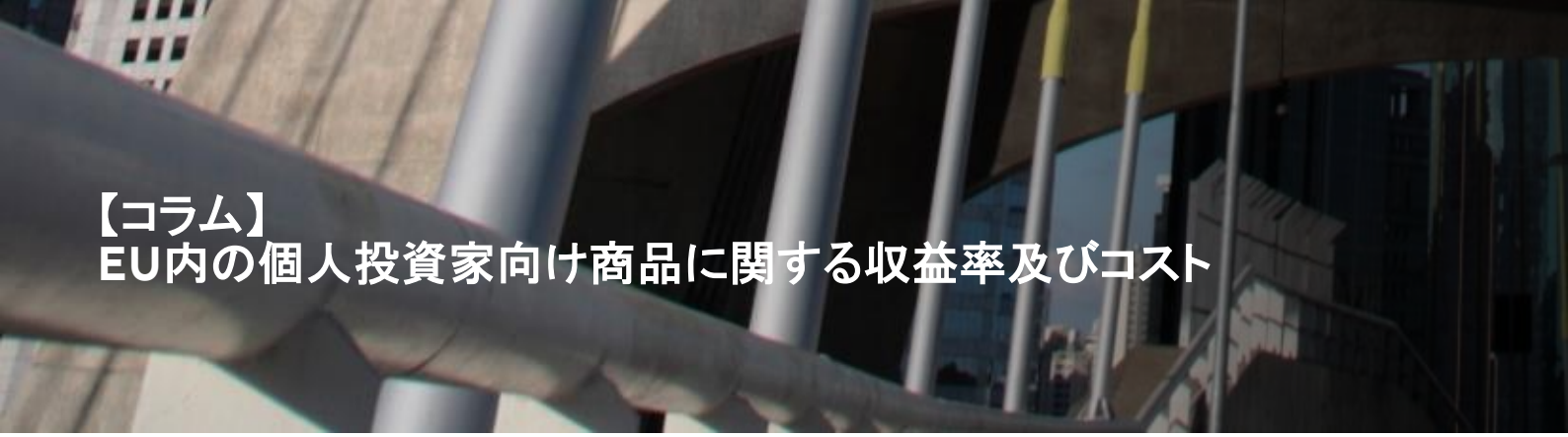

【コラム】
EU内の個人投資家向け商品に関する収益率及びコスト

ESMAがEU内の個人投資家向け商品に関する収益率及びコストに関するレポートを公表

欧州証券市場監督局（ESMA）は2021年4月14日、EU内の個人投資家向け商品の収益率及びコストに関する第3回年次統計レポートを公表しました。当該レポートでは、個人投資家の資本市場への参加を促進することを目的として、2010年～2019年の10年間を対象として、EUにおける個人投資家向けのUCITS、オルタナティブファンド、仕組商品の収益率及びコストに関する統計情報を提供しています。

本稿では、当該レポートの主な内容を示します。

個人投資家と機関投資家のUCITSに関する収益率及びコスト比較

- 個人投資家向けUCITS及び機関投資家向けUCITSの2010年から2019年におけるコスト控除前収益率は、いずれも年度毎に大きく変動しています（図表1、2）。

  一方で、個人投資家向けUCITS及び機関投資家向けUCITSの同期間のコストは、時間の経過とともに減少傾向にあるものの、低下幅は限定的です。また、個人投資家向けUCITSのコストは機関投資家向けのUCITSのコストよりも高い水準で推移しており、特にコスト控除前収益率が低調である場合、UCITSのコストが投資家が享受するコスト控除後収益率に対して与える影響が個人投資家の方が機関投資家よりも大きく影響を受けるといえます（図表3、4）。

- 2019年の市場における資産クラスのシェア状況を反映した仮想ポートフォリオに対して、個人投資家が2010年に10,000ユーロを投資したと仮定した場合、2010年から2019年までの10年経過後の評価額は21,800ユーロとなり、コスト控除後最終収益は18,600ユーロとなります。

  一方で、同様の仮想ポートフォリオに機関投資家が2010年に10,000ユーロを投資したと仮定した場合、2010年から2019年までの10年経過後の評価額は22,744ユーロとなり、コスト控除後最終収益は20,743ユーロとなります。したがって、個人投資家が負担するコストは機関投資家が負担するコストよりも1,000ユーロ以上高くなることから、個人投資家は機関投資家よりも多額のコストを負担しているといえます。

  また、資産クラスごとのコスト構造として、株式UCITS及び債券UCITSにおける個人投資家及び機関投資家が負担するコストを比較すると、各投資期間において個人投資家は機関投資家の2倍程度のコストを負担していることが確認できます（図表5、6）。

図表1　個人投資家向けUCITSのコスト控除前収益率推移

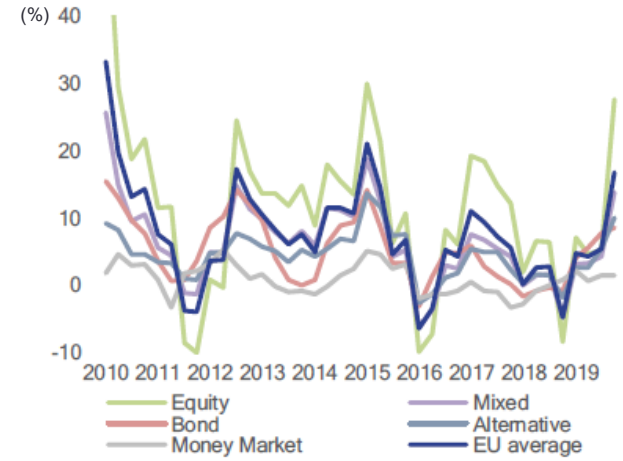

図表2　機関投資家向けUCITSのコスト控除前収益率推移

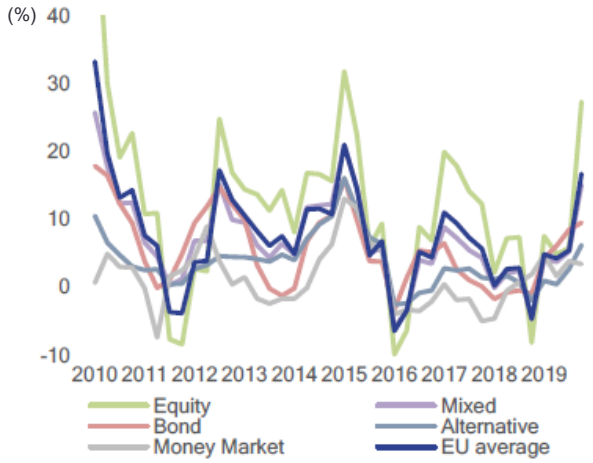

出典：ESMA「Performance and Costs of EU Retail Investment Products」。以下、当コラムにおいて同じ

図表3　個人投資家向けUCITSのコスト推移

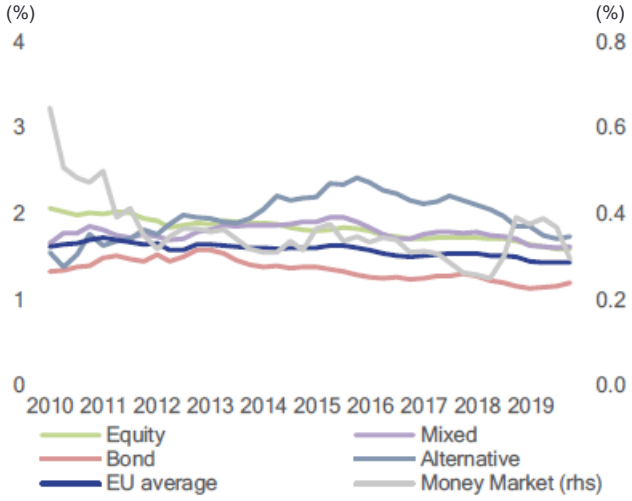

※ Money Marketは右軸

図表4　機関投資家向けUCITSのコスト推移

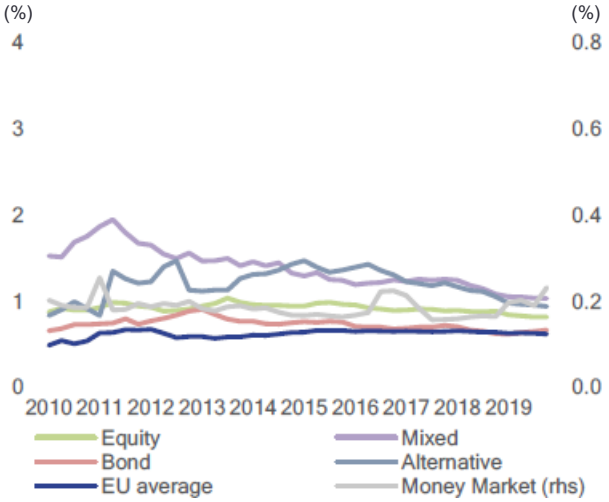

※ Money Marketは右軸

図表5　株式UCITSのコスト比較

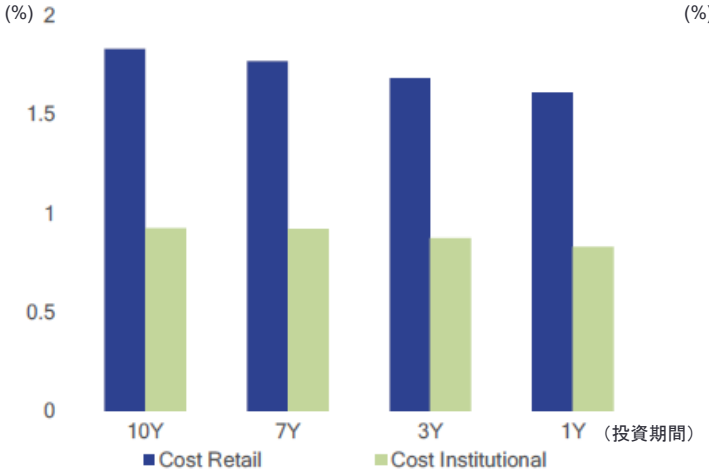

図表6　債券UCITSのコスト比較

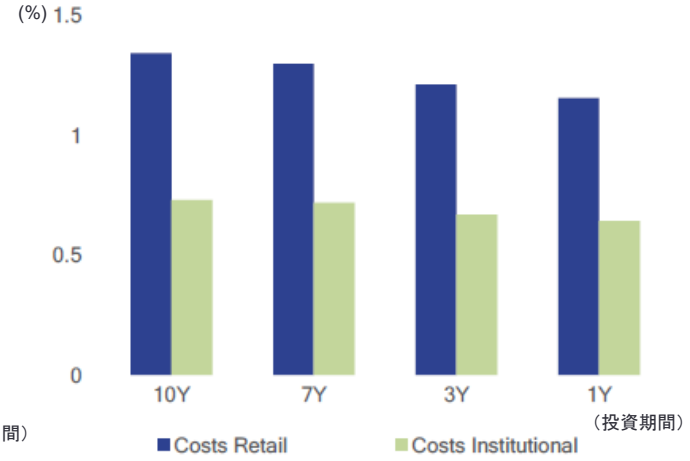

アクティブ株式UCITSとパッシブ株式UCITSの収益率比較

- アクティブ株式UCITSとパッシブ株式UCITSのそれぞれ上位25%のコスト控除前収益率を比較すると、いずれの投資期間においてもアクティブ株式UCITSがパッシブ株式UCITSを上回っている一方で、同様に下位25%のコスト控除前収益率を比較した場合、いずれの投資期間においてもアクティブ株式UCITSがパッシブ株式UCITSを下回っていることが確認できます。

  加えて、収益率上位下位の構成は年度ごとに変動していることから（2018年、2019年と継続して上位25%の収益率を維持した株式UCITSは20%のみ）、投資家が一貫して収益率の高いUCITSを特定することを難しくしています。

図表7　上位25%のコスト控除前収益率比較

（投資期間）	Active 2018	Passive 2018	Active 2019	Passive 2019
1Y	8.6%	6.0%	19.4%	17.8%
3Y	10.5%	8.8%	14.4%	12.4%
7Y	14.9%	14.4%	15.1%	14.3%
10Y	12.9%	11.7%	15.4%	14.7%

図表8　下位25%のコスト控除前収益率比較

（投資期間）	Active 2018	Passive 2018	Active 2019	Passive 2019
1Y	-4.3%	-2.7%	1.7%	6.5%
3Y	0.6%	1.5%	4.6%	6.7%
7Y	3.6%	6.2%	5.2%	6.4%
10Y	3.8%	5.1%	6.3%	6.9%

ESG株式UCITSの収益率及びコスト比較

- ESG株式UCITS（ETFs除く）とNon-ESG株式UCITS（ETFs除く）の収益率及びコストを比較すると、ESG株式UCITSは業績の良いテック企業の影響が収益率に反映されること、及び、コストが低いパッシブファンドの割合が相対的に高いこと等の要因から、Non-ESG株式UCITSの収益率を上回ると共にコストも抑えられていることが確認できます（図表9）。

  コストについて、ESGレーティングを含めて比較すると、ESGレーティングの高低に関わらずESG株式UCITSがNon-ESG株式UCITSのコストを下回っていること、及び、ESGレーティングとコストに明確な相関関係はなく、レーティングの高低に応じて追加コストが請求される構造ではないことが確認できます。

図表9　ESGとNon-ESG比較

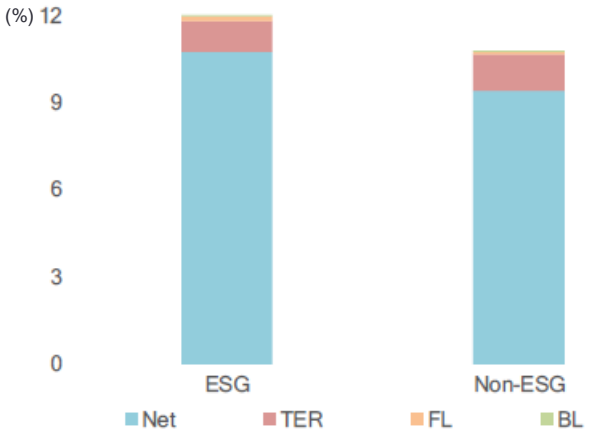

Net：　コスト控除後収益率
TER：管理費用
FL：購入手数料
BL：償還手数料

図表10　ESGレーティングとコスト比較

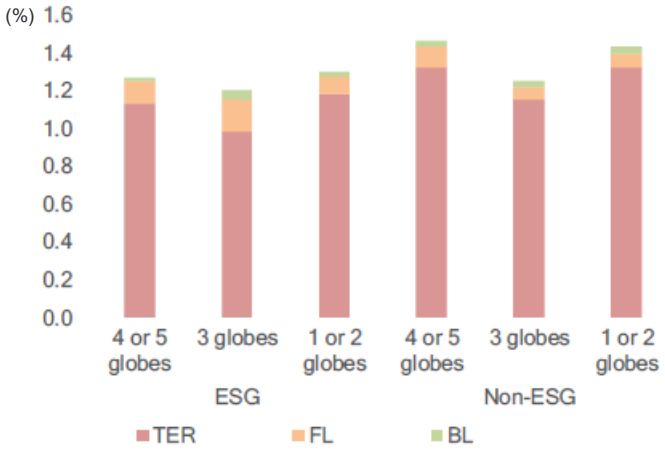

globes：モーニングスター社が付与しているレーティング（5：High 1：Low）

個人投資家向けオルタナティブインベストメントファンド（AIFs）の収益率

- 2019年のEU内のAIFs全体の市場規模は6.5兆ユーロであり、そのうち個人投資家向けAIFsの市場規模は1兆ユーロと15%程度の規模です。個人投資家向けAIFsを投資手法で分類すると、FoFs（29%）、不動産（17%）、インフラ投資や商品投資含むその他（50%）となります（図表11）。
- 2019年の個人投資家向けAIFsの収益率は好調であり、FoFs及びヘッジファンドや不動産を含むその他について、2018年のコスト控除前収益率は△2.1%、△3.3%とそれぞれマイナスでしたが、2019年は12%、9%と大幅に改善しており、コスト控除後収益率においても11%と7%と高い水準となっています（図表12）。

図表11　個人投資家向けAIF投資分類

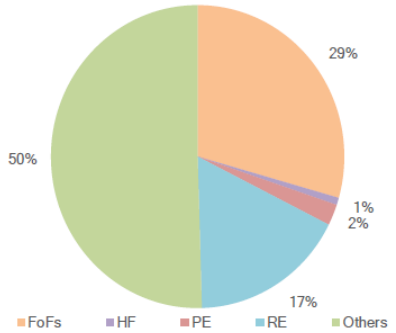

図表12　投資分類ごとの2019年の収益率

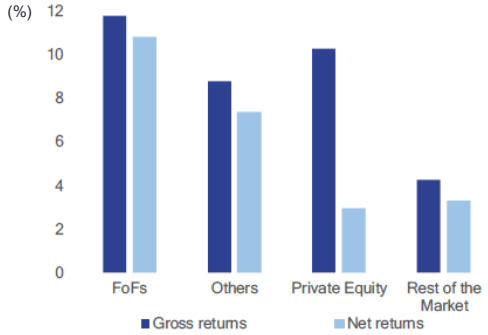

個人投資家向けの仕組商品（SRPs）のコスト

- 2019年のEU内のSRPsの市場規模は4,000億ユーロとUCITSやAIFsと比較すると小規模です。直近10年間の傾向としては、OTC商品よりも発行金額が少ない上場商品の増加や市場慣習の変化等を要因として、残高は減少傾向にある一方で、商品数は上昇傾向にあります。
- 総コストは、販売国やペイオフ手法により大きく影響を受けていることが確認できます（図表13、14）。

図表13　販売国別の総コストの変動幅

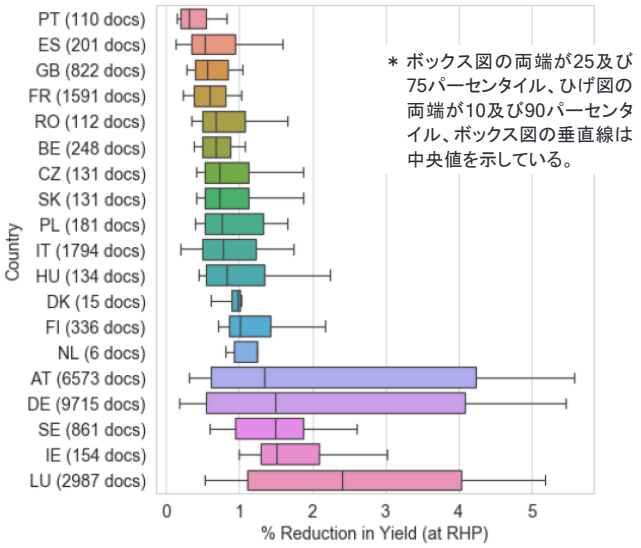

図表14　ペイオフ手法別の総コストの変動幅

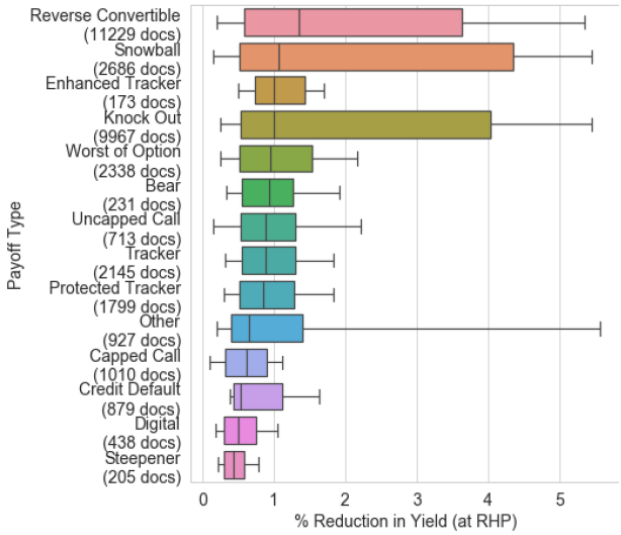

Reduction in Yield：
総コストがどの程度総リターンを減らしたかを示す指標

（EY新日本有限責任監査法人　金融事業部　WAMセクター　シニア　玉利　香太郎）

EY Wealth & Asset Management Thought Leadership

グローバル・プライベートエクイティ・サーベイ2021

COVID-19パンデミックは、世界中のほぼすべての企業に影響を及ぼし、プライベートエクイティ（PE）マネージャーも例外ではありませんでした。過去2年間、PEマネージャーは、資産の増大と人材管理の2つを戦略的優先事項として一貫して取組んできました。本レポートでは、127名のPEオフィスのCOO、CFO、財務責任者が認識しているCOVID-19パンデミックの影響等様々な課題について、EYが調査した結果をまとめていますので、ぜひご一読ください。

EY Japanでは、各種SNSでサービスや最新の知見などについて情報を発信しています。

ぜひフォローをお願いいたします。

【Facebook】
https://www.facebook.com/EYJapanOfficial/

【Twitter】
https://twitter.com/Japan_EY

【LinkedIn】
https://www.linkedin.com/company/ernstandyoung/ *

【YouTube】
https://www.youtube.com/channel/UCr1D56Lk-IGz33yHk-a16mw

*グローバルのアカウントで日本語の情報を発信しています。

本内容に関するご質問等は下記までご連絡ください

E-mail: ey.wam.viewpoints@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world（より良い社会の構築を目指して）」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて
EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはey.com/ja_jpをご覧ください。

© 2021 EY Japan Co., Ltd.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan株式会社および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp